

令和8年度

消火栓格納箱用ホース
仕 様 書

尾 鷲 市

第1章 総則

1 目的

この仕様書は、尾鷲市（以下「市」という）が令和8年度に購入する消火栓格納箱用ホース（以下「ホース」という）について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 概要

（1）消防用ホース

①「消防用ホースの技術上の規格を定める省令」を満たすものであること。

②ホースジャケットは交織・円織又は綾織（別途協議）とし、耳部に補強が施されていること。ホースには、自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものである旨の表示＜消＞及び日本消防検定協会の品質評価を受けて「ホースに対する品質評価試験」に合格した旨の表示＜NS＞が付されていること。

③二重巻きにて納品すること。

（2）結合金具

金具は町野式とし、自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものである旨の表示＜消＞及び日本消防検定協会の品質評価を受けて「ホースに対する品質評価試験」に合格した旨の表示＜NS＞が付されていること。

3 寸法、数量及び色

呼称65 長さ20m 使用圧1.3Mpa 数量 246本 白色

呼称50 長さ20m 使用圧1.3Mpa 数量 55本 白色

呼称40 長さ20m 使用圧1.3Mpa 数量 12本 白色

4 納入期限

令和9年1月29日（金）

5 納入場所

尾鷲市 防災危機管理課（防災センター）

6 その他

（1）製品を納入する際、仕様書に適合しない製品がある場合には速やかに適合するものと交換すること。

（2）この仕様書も疑義がある場合又は仕様書に明記されていない部分については、防災危機管理課の指示に従うこととし、必要な加工等を行うこと。

（3）納入後、12ヶ月以内に故障等が生じた場合は、受注者の責任において必要な処置を講ずること。また、納入の日から12ヶ月を経過した後においても、受注者の重大な過失によって生じた故障等については、必要な処置を講ずること。